

観光事業者感染拡大防止対策支援事業補助金

補助事業内容

新型コロナウイルス感染症の影響をうけた宿泊業・飲食業等観光に携わる店舗等が行う衛生管理改善の取組を支援します。

補助対象者

(1) 産業分類のうち、下記に掲げるいずれかに該当する事業者であること。

大分類	中分類	小分類
H 運輸業、郵便業	43道路旅客運送業	全て
I 卸売業、小売業	57織物・衣類・身の回り品小売業	全て
	58飲食料品小売業	
	59機械器具小売業	
	60その他の小売業	
M 宿泊業、飲食サービス業	75宿泊業	全て
	76 飲食店	
	77持ち帰り・配達飲食サービス業	
N 生活関連サービス業、娯楽業	78洗濯・理容・美容・浴場業	全て
	79その他の生活関連サービス業	791旅行業 7993写真プリント、現像・焼付業

※日本標準産業分類（平成25年10月改定、平成26年4月1日施行）に基づくもの

- (2) 市内に主たる事業所を有していること。
 (3) 関係法令等に違反していないこと。
 (4) 市税の滞納がないこと。

補助額

補助率：対象経費の3分の2（消費税および地方消費税を含む）

補助上限：1事業所（店舗）あたり最大10万円 ※交付申請は1事業所あたり1回限り

対象経費

(1) 店舗の改装工事に係る費用 (2) 備品費

※消耗品費、併用住宅における住宅部分の改装整備費用、事務室・倉庫等の改装整備に係る費用で直接事業の用に供さないものは対象外です。

補助要件

- ・事業費の総計額（税込）は最低3万円以上であること。
- ・発注先は、小浜市内に主たる事業所を有する事業者であること。
 ※ただし、R2.8.3以前に行った改装整備や備品購入については、市外事業者でも可
- ・福井県が発行する「感染防止徹底宣言」のステッカーを店舗の目立つところに掲示すること。

申請期間

令和2年8月3日から令和2年10月30日まで

※補助対象期間：令和2年4月1日から令和2年10月30日まで

お問い合わせ

対象経費の詳細

【 対象経費 例 】

- ・飛沫感染防止パネル・シートの設置
- ・換気設備の導入(換気扇等)
- ・サーキュレーターを設置
- ・設置型サーモカメラや、非接触型の体温測定器
- ・デリバリー専用カウンターの設置工事
- ・網戸の設置
- ・テラス席の設置(固定された椅子やテーブル)
- ・座席の間に間仕切りを設置
- ・消毒設備の導入

※自作された飛沫感染防止パネル・シートの原材料費についても対象となります。

【 対象外経費 例 】

- ・マスク、消毒液、フェイスガードの購入
- ・備品の送料
- ・経費の支払いの際の振り込み手数料
- ・国や県などの補助金・助成金・交付金等の対象となった経費
- ・当該事業に直接関係のない工事費
- ・既存設備や、既存商品の製造に係る機械の更新費用・リース料、修繕・維持管理費

※上記の経費は一例です。

申請の手順

